

整理番号：4-1

提言題名：市道の草刈のお願い

【提言の要旨】

・取手市戸頭大明神の西側市道の草が人の背丈に伸びている状態（R5.9.7）にもかかわらず草刈りを2か月先まで順番が入っているので草刈りができないと回答を受けました。（管理課より）

この市道は、郵便配達に配達員がバイクで通行していますが現在は通行できません。

又散策を楽しんでいる人々をおみうけしますが、通行できない状態近所の主婦、子どもづれの人々が通行するのを見かける事は今は出来ません。（草刈りが刈り込んであると人々が往来し生活にはかかせない道路です。）

・畑の南側にはアパートがあり、アパートの西側の同じ道路は（市道）比較的きれいです。なぜ同じ道路なのにこれほどの違いがあるのですか？不思議です。

1日でも速く通行可能な市道にさせていただきたいものです。

（令和5年10月受付）

【回答の要旨】

当該地における除草についてですが、要望をいただいてから現地確認を実施し、雑草の繁茂している状況はもとより、道路交通量や通学路確認、要望順などを考慮して職員2名で除草を行っております。また、除草の繁忙期においては、道路通行に支障がでる雑草の繁茂が市内のいたるところで発生し、要望も大変多い事から、除草するまでにお時間がかかっている現状であります。

しかしながら、〇〇様からいただいたお手紙を拝見させていただき、郵便配達の際の通行や散策を楽しんだりと良好な道路環境の維持について貴重なご意見をいただく事ができました。

今後は、当該道路の取り扱いについて、認識させていただき雑草の繁茂している状況にも配慮し、適切な道路管理に努めていきたいと考えております。

何卒、ご理解いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（管理課 令和5年10月回答）

その後、戸頭大明神の西側市道の草については、令和5年10月に草刈りを完了しました。